

# 議 案 概 要

〈令和6年第1回定例会〉

向 日 市

議案件数	24 件
当初予算案件	8 件
人事案件	3 件
専決処分（補正予算）	1 件
条例案件	10 件
補正予算案件	1 件
その他案件	1 件

議案第 1 号	令和 6 年度向日市一般会計予算-----	1
議案第 2 号	令和 6 年度向日市国民健康保険事業特別会計予算-----	1
議案第 3 号	令和 6 年度向日市後期高齢者医療特別会計予算-----	1
議案第 4 号	令和 6 年度向日市介護保険事業特別会計予算-----	1
議案第 5 号	令和 6 年度大字寺戸財産区特別会計予算-----	1
議案第 6 号	令和 6 年度物集女財産区特別会計予算-----	1
議案第 7 号	令和 6 年度向日市水道事業会計予算-----	2
議案第 8 号	令和 6 年度向日市公共下水道事業会計予算-----	2
議案第 9 号	監査委員の選任について-----	2
議案第 10 号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて-----	3
議案第 11 号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて-----	3
議案第 12 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度向日市一般会計補正予算（第 7 号））-----	4
議案第 13 号	向日市表彰条例の一部改正について-----	5
議案第 14 号	向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について-----	5
議案第 15 号	向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について-----	6
議案第 16 号	向日市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について--	6
議案第 17 号	向日市国民健康保険条例の一部改正について-----	7

議案第18号	向日市介護保険条例の一部改正について-----	8
議案第19号	向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例等の一部改正について-----	9
議案第20号	向日市道路占用料徴収条例の一部改正について-----	11
議案第21号	向日市水道事業給水管理条例及び向日市布設工事監督者の配 置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関す る条例の一部改正について-----	11
議案第22号	向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について----	12
議案第23号	令和5年度向日市一般会計補正予算（第8号）-----	13
議案第24号	市道路線の認定及び廃止について-----	16

**議案第 1 号 令和 6 年度向日市一般会計予算**

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額 24,221,000 千円

**議案第 2 号 令和 6 年度向日市国民健康保険事業特別会計予算**

〔市民サービス部医療保険課〕

歳入歳出予算総額 5,600,551 千円

**議案第 3 号 令和 6 年度向日市後期高齢者医療特別会計予算**

〔市民サービス部医療保険課〕

歳入歳出予算総額 1,096,090 千円

**議案第 4 号 令和 6 年度向日市介護保険事業特別会計予算**

〔市民サービス部高齢介護課〕

歳入歳出予算総額 5,307,352 千円

**議案第 5 号 令和 6 年度大字寺戸財産区特別会計予算**

〔総務部財産管理課〕

歳入歳出予算総額 12,579 千円

**議案第 6 号 令和 6 年度物集女財産区特別会計予算**

〔総務部財産管理課〕

歳入歳出予算総額 4,221 千円

**議案第 7 号 令和 6 年度向日市水道事業会計予算**

〔都市整備部公営企業課〕

収益的収入及び支出の予定額

(収入) 1, 3 1 7, 0 4 4 千円

(支出) 1, 3 0 3, 5 8 8 千円

資本的収入及び支出の予定額

(収入) 5 8 9, 8 1 5 千円

(支出) 1, 1 9 7, 8 7 2 千円

**議案第 8 号 令和 6 年度向日市公共下水道事業会計予算**

〔都市整備部公営企業課〕

収益的収入及び支出の予定額

(収入) 1, 6 2 2, 2 1 3 千円

(支出) 1, 6 1 8, 7 9 8 千円

資本的収入及び支出の予定額

(収入) 5 3 2, 4 7 4 千円

(支出) 1, 3 1 8, 3 2 2 千円

**議案第 9 号 監査委員の選任について**

〔監査事務局〕

〔提案の趣旨〕

監査委員の<sup>おおのかんいちろう</sup>大野勘一郎氏の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了するため、引き続き、同氏を選任しようとするもの

〔任期〕 令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

**議案第 10号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて**

〔ふるさと創生推進部広聴協働課〕

〔提案の趣旨〕

人権擁護委員の下越<sup>しもこしのぶお</sup>信雄氏の任期が、令和6年6月30日をもって満了するため、引き続き、同氏を推薦しようとするもの

〔任期〕 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

**議案第 11号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて**

〔ふるさと創生推進部広聴協働課〕

〔提案の趣旨〕

人権擁護委員の永井<sup>ながいけいこ</sup>恵子氏が、令和6年6月30日をもって退任されるため、その後任として植田<sup>うえだしげる</sup>茂氏を推薦しようとするもの

〔任期〕 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

**議案第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度向日市一般会計補正予算（第 7 号））**

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	24,100,189 千円
補正額	160,015 千円
補正後の額	24,260,204 千円

歳出の補正内容

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 8 目 低所得者支援給付金費〕

物価高騰により、厳しい状況にある生活者の支援を目的とした給付金事業に係る費用 1 億 6,001 万円を計上

(1) 低所得世帯給付金事業

- ① 対象 令和 5 年度住民税所得割が課されていない均等割課税者世帯
- ② 対象数 1,000 世帯
- ③ 給付額 1 世帯当たり 10 万円

(2) 低所得の子育て世帯に対する給付金事業

- ① 対象 令和 5 年度住民税均等割非課税世帯及び令和 5 年度住民税所得割が課されていない均等割課税世帯の 18 歳以下の児童
- ② 対象数 1,000 人
- ③ 給付額 1 人当たり 5 万円

【令和 6 年 2 月 9 日専決処分】

## 議案第 1 3 号 向日市表彰条例の一部改正について

〔総務部人事課〕

### 〔改正の趣旨〕

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い定年年齢が 6 5 歳に引き上げられ、勤続年数が 4 0 年に達することから、表彰区分を追加するなど、所要の改正を行うもの

### 〔改正の内容〕

- (1) 永年勤続表彰の対象者として、勤続年数満 4 0 年の者を加えるもの
- (2) 表彰対象者から除外する職員について、表現を整理するもの

〔施行期日〕 令和 6 年 4 月 1 日

## 議案第 1 4 号 向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

〔総務部総務課〕

### 〔改正の趣旨〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの

### 〔改正の内容〕

情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携ができる事務を定めた法別表第二が削除されること等に伴い、所要の改正を行うもの

### 〔施行期日〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日



## 議案第 15号 向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

〔総務部人事課〕

### 〔改正の趣旨〕

本市の区域以外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した場合に、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するもの

### 〔改正の内容〕

#### 特殊勤務手当の項目の追加

本市の区域以外に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員の特殊勤務手当 1日につき840円

ただし、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事した場合 1日につき1,680円

※なお、重複支給はしない

〔施行期日〕 公布の日（令和6年1月1日から遡及適用）

## 議案第 16号 向日市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

〔総務部人事課〕

### 〔改正の趣旨〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給が可能となることから、育児休業を取得している職員の勤勉手当の支給に関して、所要の改正を行うもの

### 〔改正の内容〕

育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるもの

〔施行期日〕 令和6年4月1日

議案第17号 向日市国民健康保険条例の一部改正について

[市民サービス部医療保険課]

[改正の趣旨]

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの

[改正の内容]

- (1) 退職者医療制度の廃止（退職被保険者に係る規定を削除）
- (2) 賦課限度額の引上げ（保険料年間上限金額の改正）

	(現 行)		(改正後)
○基礎賦課分	65万円	→	65万円
○後 期 分	<u>22万円</u>	→	<u>24万円</u>
○介 護 分	17万円	→	17万円
計	<u>104万円</u>	→	<u>106万円</u>

- (3) 保険料軽減判定基準の見直し

（軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる金額の改正）

	(現 行)		(改正後)
○5割軽減	<u>2.9万円</u> ×被保険者数	→	<u>2.9.5万円</u> ×被保険者数
○2割軽減	<u>5.3.5万円</u> ×被保険者数	→	<u>5.4.5万円</u> ×被保険者数

[施行期日] 令和6年4月1日

[参考] 今回の改正による影響

賦課限度額	
限度額超過世帯	※R6.1 現在
後期分	110世帯 → 90世帯
保険料調定額	約220万円増

軽減判定基準	
軽減対象世帯	※R6.1 現在
5割軽減	906世帯 → 926世帯
2割軽減	775世帯 → 784世帯
保険料調定額	約470万円減

**議案第 18 号 向日市介護保険条例の一部改正について**

〔市民サービス部高齢介護課〕

〔改正の趣旨〕

第 9 期向日市介護保険事業計画に基づき算出した令和 6 年度以降の介護保険料について定めるため、条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 129 条第 3 項の規定に基づき算定した保険料率に改めるもの

〔施行期日〕 令和 6 年 4 月 1 日

**議案第 19号 向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について**

〔市民サービス部高齢介護課〕

〔改正の趣旨〕

厚生労働省令が改正されたことに伴い、「向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、「向日市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「向日市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するもの

〔条例の基準となる省令〕

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」

(平成 11 年厚生省令第 38 号)

〔改正の内容〕

(1) 重要事項のウェブサイト掲載

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの

(2) 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するもの

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行うもの  
ア 訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするもの

また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもの

イ 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付けるもの

(4) その他各種介護サービスにおける所要の改正

〔施行期日〕 令和6年4月1日（改正規定の一部に経過措置あり）

## 議案第 20 号 向日市道路占用料徴収条例の一部改正について

〔都市整備部道路整備課〕

〔改正の趣旨〕

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に規定する占用の許可を受けた者から、新たに道路占用料を徴収するため、条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

「占用者」の定義に、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に規定する占用の許可を受けた者を追加するもの

〔施行期日〕 令和6年4月1日

## 議案第 21 号 向日市水道事業給水管理条例及び向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

〔都市整備部公営企業課〕

〔改正の趣旨〕

水道法(昭和32年法律第177号)等の改正に伴い、向日市水道事業給水管理条例及び向日市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するもの

〔改正の内容〕

- (1) 給水装置の修繕に関する軽微な変更(パッキンの交換等)について、根拠法令を明記するもの
- (2) 水道事業の所管省庁変更に伴い主務大臣を変更するもの  
厚生労働大臣 → 国土交通大臣及び環境大臣

〔施行期日〕 令和6年4月1日

## 議案第 2 2 号 向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

〔環境産業部防災安全課〕

### 〔改正の趣旨〕

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されることに伴い、条例の一部を改正するもの

### 〔改正の内容〕

#### (1) 第 5 条第 2 項第 1 号 別表関係

非常勤消防団員等の補償基礎額を下表のとおり改正するもの

階 級	勤 続 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,500 円(12,440 円)	13,350 円(13,320 円)	14,200 円(同左)
分団長及び副分団長	10,800 円(10,670 円)	11,650 円(11,550 円)	12,500 円(12,440 円)
班長及び団員	9,100 円(8,900 円)	9,950 円(9,790 円)	10,800 円(10,670 円)

備考：( ) 内書は現行の補償基礎額

#### (2) 第 5 条第 2 項第 2 号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に引き上げるもの

〔施行期日〕 令和 6 年 4 月 1 日

議案第 23 号 令和 5 年度向日市一般会計補正予算（第 8 号）

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	24,260,204 千円
補正額	866,269 千円
補正後の額	25,126,473 千円

歳出の補正内容

〔2 款 総務費 1 項 総務管理費 5 目 財産管理費〕

公共施設整備基金積立金 5 億 9,955 万円を増額計上

〔2 款 総務費 2 項 徴税費 1 目 税務総務費〕

京都地方税機構への負担金 476 万円を増額計上

〔2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費 1 目 戸籍住民基本台帳費〕

戸籍附票システムの改修に係る費用 246 万円を増額計上

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 4 目 障がい福祉費〕

障がい者相談支援事業委託に係る費用 1,014 万円を増額計上

〔3 款 民生費 1 項 社会福祉費 7 目 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費〕

物価高騰緊急支援給付金事業に係る費用 7,202 万円を減額計上

〔8 款 土木費 4 項 都市計画費 5 目 まちづくり推進費〕

JR 向日町駅東口開設推進事業に係る費用 1 億 5,940 万円を増額計上

〔10 款 教育費 2 項 小学校費 1 目 学校管理費〕

小学校教科書改訂に伴う教科書・指導書購入に係る費用 2,218 万円を計上

トイレ改修工事費 7,251 万円、バリアフリー化改修工事費 707 万円、LED 化改修



工事費 717 万円を増額計上

〔10 款 教育費 2 項 小学校費 2 目 教育振興費〕

株式会社優伽様からのご寄附を活用し学校図書館図書を充実するため、図書購入費 68 万円を増額計上

〔10 款 教育費 3 項 中学校費 1 目 学校管理費〕

トイレ改修工事費 3,110 万円、バリアフリー化改修工事費 1,313 万円、LED 化改修工事費 777 万円を増額計上

〔10 款 教育費 3 項 中学校費 2 目 教育振興費〕

株式会社優伽様からのご寄附を活用し学校図書館図書を充実するため、図書購入費 32 万円を増額計上

繰越明許費の設定

〔小学校〕

向陽小学校施設環境整備事業	繰越額	1,494 万円
第 3 向陽小学校施設環境整備事業	繰越額	2,636 万円
第 5 向陽小学校施設環境整備事業	繰越額	4,545 万円

〔中学校〕

勝山中学校施設環境整備事業	繰越額	2,525 万円
西ノ岡中学校施設環境整備事業	繰越額	2,131 万円
寺戸中学校施設環境整備事業	繰越額	545 万円

債務負担行為

次の債務負担行為を廃止するもの

〔廃止〕

京都みらいネット機器更新事業

地方債補正

次の起債を変更するもの

[変更]

ゼロカーボン推進事業債	限度額	6,580万円 ⇒ 7,420万円
都市再生整備事業債	限度額	16,230万円 ⇒ 23,650万円
小学校施設環境改善債	限度額	2,770万円 ⇒ 7,020万円
中学校施設環境改善債	限度額	670万円 ⇒ 3,170万円

## 議案第 2 4 号 市道路線の認定及び廃止について

〔都市整備部道路整備課〕

〔認定、廃止の趣旨〕

都市計画道路御陵山崎線及び都市計画道路牛ヶ瀬馬場線において整備する道路とともに、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定に基づき、本市に帰属等した道路であり、道路法（昭和 2 7 年法律 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により認定し、路線が重複する市道について廃止するもの

〔認定、廃止する路線〕

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 市道第 1083 号線 | 向日市物集女町森ノ上他地内 |
| (2) 市道第 1094 号線 | 向日市物集女町五ノ坪他地内 |
| (3) 市道第 4022 号線 | 向日市鶏冠井町東井戸他地内 |
| (4) 市道第 4076 号線 | 向日市鶏冠井町番田他地内  |
| (5) 市道第 6070 号線 | 向日市上植野町三ノ坪他地内 |
| (6) 市道第 6096 号線 | 向日市上植野町北ノ田他地内 |



(1) 市道第 1083 号線



(2) 市道第 1094 号線



(3) 市道第 4022 号線



(4) 市道第 4076 号線



(5) 市道第 6070 号線



(6) 市道第 6096 号線